

(仮称) 千葉市認可外保育施設の無償化対象範囲に関する基準を定める条例(案)について

1 条例制定の背景・理由

令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育無償化について、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律施行後5年間は国の定める基準を満たさない認可外保育施設も無償化の対象としていますが、地域の実情により、条例で無償化対象範囲を国の定める基準を満たす施設に限ることが可能とされています。

そこで本市においては、保育の質を確保するため、認可外保育施設の無償化対象範囲を、国の定める基準を満たす施設に限定する条例を制定します。

2 条例(案)の概要

基準

国の定める基準と同一

【国の定める基準(抜粋)】

項目		(参考) 認可	認可外
必要施設	乳児室	○ (1.65m ² /人)	○ (1.65m ² /人)
	ほふく室	○ (3.30m ² /人)	
	保育室	○ (1.98m ² /人)	
必要職員	配置基準	0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1	同左
	資格	有資格者(全員)	
その他		・保育室は、採光及び換気が確保されていること。 ・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。など	

猶予期間

1年間 ※国は5年間

【猶予期間を設ける理由】

- 利用者、事業者の皆様への周知期間を確保するため。
- 認可外保育施設が基準を満たしているかを確認するため。など

3 スケジュール

7月20日～8月19日 パブリックコメント手続の実施

8月下旬 パブリックコメント手続での意見に対する考え方の公表

9月 条例議案提出